



INFORMATION

インフォメーション

人口と世帯	日本人住民		外国人住民	
	男	女	男	女
安中地域	21,331	21,881	246	277
松井田地域	6,022	6,281	51	68
合計	27,353	28,162	297	345

合計 56,157人 世帯数 24,754 (令和3年10月末日現在)

皆さんの声を

お待ちしています

市役所^①、^②、各地区の公民館・生涯学習センターに、皆さんの声をお聞きするため、「市民の声」を投稿できるポストを配置しています。

皆さんが日々感じていらっしゃることやご意見などをぜひお聞かせください。



おしらせ

「第73回人権週間」に

ついで

法務省および全国人権擁護委員連合会では、12月4日(土)～10日(金)の1週間に「第73回人権週間」と定め、全国的に各種行事を企画しています。

前橋地方法務局および群馬県人権擁護委員連合会では、県内の各市町村において、特設人権相談所を開設します。

いじめや児童虐待、インターネットによる人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関連した偏見・差別のほか、家庭内や近所のもめごとなど、人権問題や困りごとで悩んでいる人はどのようなことでも構いませんので、特設人権相談所へお越しください。料金は無料で、秘密は固く守ります。

特設相談

日時

12月10日(金)午後1時30分～4時
 (受付：午後3時30分まで)

場所

①第1・2相談室

②第5会議室

※新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用と手指の消毒をお願いします

※通常どおり前橋地方法務局および各支局でも電話相談などを受け付けていますので、ご利用ください

○電話相談

みんなの人権110番
 平日の午前8時30分～午後5時15分
 (☎0570-003110)

○インターネット相談窓口
<http://www.jinken.go.jp/>



前橋地方法務局人権擁護課
 (☎027-221-4466)

■国民年金からのお知らせ

国民年金の任意加入について

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国籍や職業にかかわらず、必ず年金に加入します。

また、次の人は申し出により、任意で国民年金に加入できます。

- ① 60歳以上65歳未満の人で、老齢基礎年金を受けるための資格期間(保険料納付済期間、保険料免除期間、学生納付特例期間および納付猶予期間を合計して10年以上)を満たさない人や、満額の老齢基礎年金を受けられない人
- ② 老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たさない65歳以上70歳未満の人(老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たすまで加入)
- ③ 海外に居住している20歳以上65歳未満の日本人

①、②に該当する人は、^④国保年金課、または^⑤住民福祉課へお申し込みください。

③に該当する人は、次の窓口へお申し込みください。

- 国内協力者(日本国内に居住する親族など)がいる人▼最後に居住していた住所地の市町村窓口
- 国内協力者がいない人▼最後に居住していた住所地を管轄する年金事務所
- 国内協力者がいない人で、日本国内に住所を有したことがない人▼千代田年金事務所

詳しくは、高崎年金事務所にお問合せください。

年金に関する情報提供サービス(ねんきんネット)について

「ねんきんネット」はパソコンやスマートフォンから自分の年金の情報を手軽に確認できます。

- ・年金記録の確認
- ・将来の年金見込額の試算
- ・電子版「ねんきん定期便」の閲覧
- ・日本年金機構から郵送される各種通知書(年金振込通知書や源泉徴収票など)の確認や再交付申請など

※詳細は日本年金機構のホームページをご覧ください

問合せ

高崎年金事務所国民年金課
 (☎027-322-4299)

